

5. 汚染土壌処理業

5.1 汚染土壌処理施設

1) 汚染土壌処理施設の許可・届出等の状況

平成 28 年 3 月 31 日現在で許可されている汚染土壌処理施設の件数を表 5-1 に、届出等の件数を表 5-2 に示す。許可されている事業所は 104 件で、施設件数は、「埋立処理施設」と「分別等処理施設」が同数で最も多く、次に「浄化等処理施設（浄化）」が多かった。

表 5-1 汚染土壌処理施設の許可件数（平成 27 年度末時点）

（件数：複数回答有）

許可件数	特定有害物質別 許可件数																									
	VOC（第一種）										重金属等（第二種）						農薬等（第三種）									
	四塩化炭素	一・一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス・一・二・ジクロロエチレン	一・三・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	有機りん化合物
①浄化等処理施設（浄化）	34	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	30	28	25	9	12	29	31	31	29	26	12	12	12	4	12
②浄化等処理施設（溶融）	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	3	3	5	5	5	5	5	5	5	5	1	5
③浄化等処理施設（不溶化）	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	12	9	9	9	11	12	12	11	11	1	1	1	1	1
④セメント製造施設	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	20	0	0	0	21	22	22	22	21	0	0	0	0	0
⑤埋立処理施設	37	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	36	36	35	33	33	35	36	36	36	34	32	32	32	29	32
⑥分別等処理施設	37	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	34	36	26	4	7	35	36	36	36	36	16	16	16	0	16
合計	104	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	137	137	100	58	64	136	142	142	139	133	66	66	66	35	66

注）1つの事業所で複数の施設を所有しているため、施設数の合計と事業所数は一致しない。

表 5-2 汚染土壌処理施設別の届出等の件数

	事故の届出	変更		改善命令	休止	廃止	再開	更新	許可の取消し	停止命令
		届出	許可							
①浄化等処理施設（浄化）	H27	0	11	0	0	0	0	11	0	0
	累計	(2)	(215)	(30)	(1)	(5)	(5)	(4)	(11)	(0)
②浄化等処理施設（溶融）	H27	0	1	0	0	0	0	1	0	0
	累計	(0)	(28)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)
③浄化等処理施設（不溶化）	H27	0	4	0	0	0	0	5	0	0
	累計	(2)	(80)	(14)	(0)	(0)	(0)	(5)	(0)	(0)
④セメント製造施設	H27	0	10	0	0	0	0	3	0	0
	累計	(0)	(44)	(2)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(0)
⑤埋立処理施設	H27	0	4	2	0	0	0	16	0	0
	累計	(0)	(62)	(20)	(0)	(3)	(6)	(0)	(16)	(0)
⑥分別等処理施設	H27	0	11	0	0	0	0	10	0	0
	累計	(2)	(246)	(31)	(1)	(6)	(2)	(4)	(10)	(0)

2) 都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設の状況

平成 28 年 3 月 31 日現在で許可されている都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設の状況を表 5-3 に示す。許可されている浄化等処理施設は、「中部地区」と「近畿地区」が同数で最も多く、セメント製造施設は「九州地区」が最も多かった。また、埋立処理施設は、「近畿地区」が最も多く、分別等処理施設も、「近畿地区」が最も多かった。

3)汚染土壌処理施設で処理された量

平成 27 年度に汚染土壌処理施設で処理された量の結果を図 5-1 に示す。

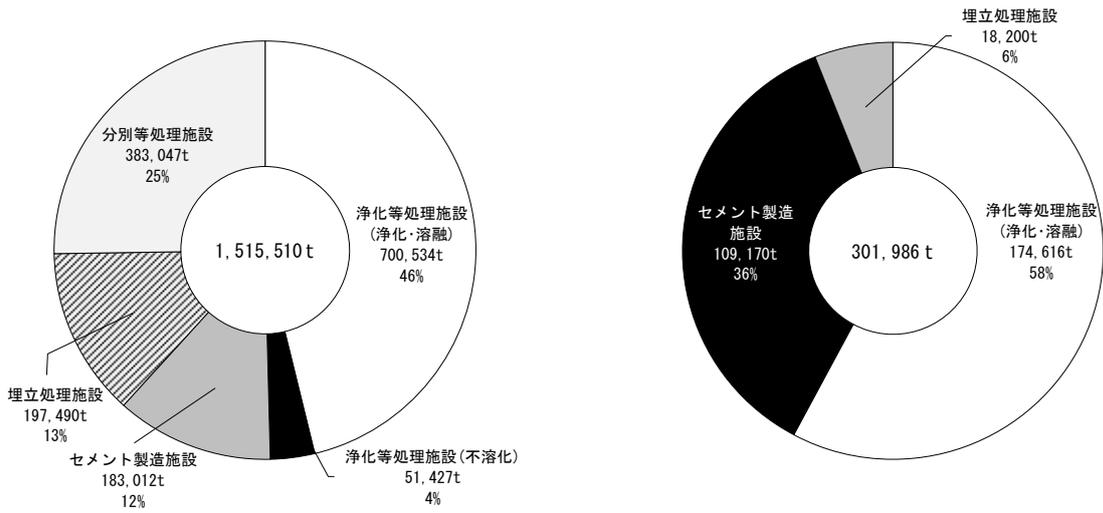
一次処理において、法対象土壌は約 152 万トン、法対象外土壌は約 331 万トンの合計約 483 万トンであった。

一次処理の内訳を見ると、法対象土壌については、浄化等処理施設（浄化・溶融）約 70 万トン（46%）、分別等処理施設約 38 万トン（25%）、埋立処理施設約 20 万トン（13%）の順であった。法対象外土壌については、分別等処理施設約 134 万トン（41%）、セメント製造施設約 94 万トン（28%）、浄化等処理施設（浄化・溶融）約 60 万トン（18%）の順であった。

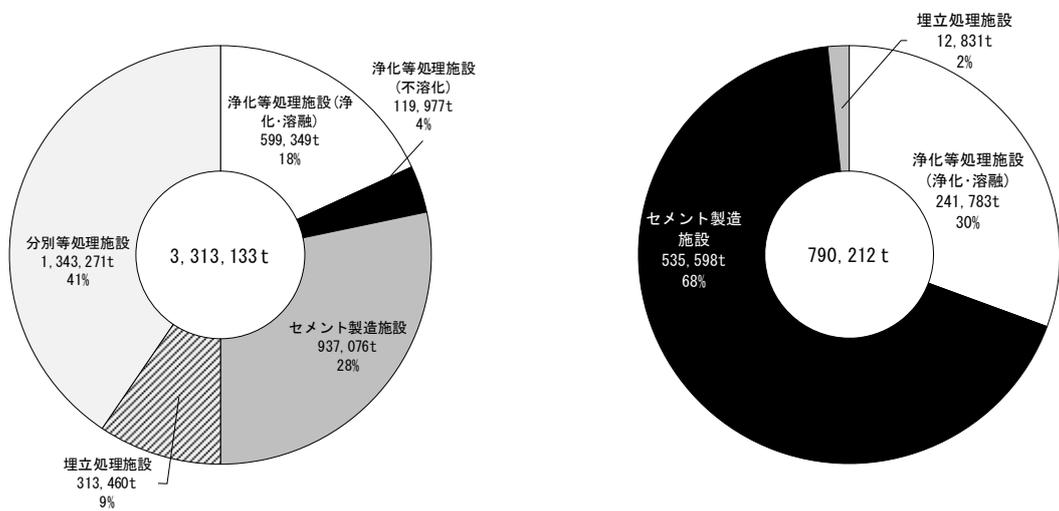
二次処理において、法対象土壌は約 30 万トン、法対象外土壌は約 79 万トン、合計約 109 万トンであった。

二次処理の内訳を見ると、法対象土壌については、浄化等処理施設（浄化・溶融）約 17 万トン（58%）、セメント製造施設約 11 万トン（36%）埋立処理施設約 2 万トン（6%）の順であった。法対象外土壌については、セメント製造施設約 54 万トン（68%）、浄化等処理施設（浄化・溶融）約 24 万トン（30%）、埋立処理施設約 1 万トン（2%）の順であった。

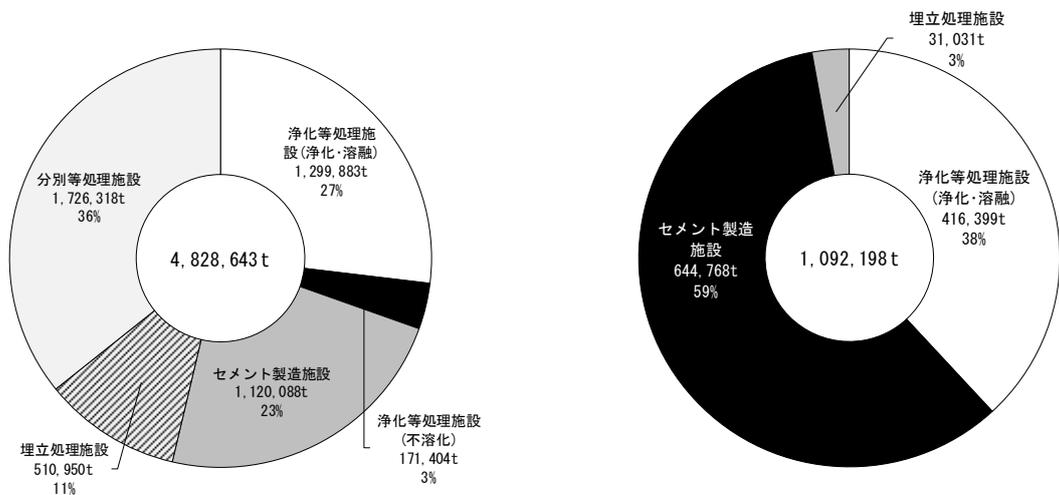
(ア) 法対象土壌 (左：一次処理、右：二次処理)



(イ) 法対象外土壌 (左：一次処理、右：二次処理)



(ウ) 合計 (左：一次処理、右：二次処理)



※各土量は、自治体が把握している処理量をまとめたもの

図 5-1 汚染土壌処理施設で処理された土量 (平成 27 年度)